

第2回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和5年7月25日（火） 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下大会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|-------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第1号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第 4 | 議第9号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 5 | 議第10号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 6 | 議第11号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第12号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第13号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について |
| 日程第 9 | 議第14号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第10 | 議第15号 | 農用地利用集積等促進計画[権利移転]（案）について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

上堀昌也、鴻巣明久、川上富之、清水直喜、野尻真人、白畑功詞、田村信彦、陣出通子、大西正紀、東野満浩、丸山浩一、森田高見、田中君代、垣内常宏、辻直司、小井戸寿尚、牛丸和久、平井造成

○本日会議に欠席した委員

黒木義弘

○本日会議に出席した職員等

事務局長：林篤志、事務局次長：水橋靖、畜産課長：松井ゆう子
森林政策課長：村田重春、振興主事：高山緑、農地主事：森真哉、
書記：三野島孝、小洞雅喜、農地相談員：木戸脇良昭、
飛騨農林事務所農業普及課：稲川晴美、

職務代理

ただいまより第2回高山市農業委員会を開催いたします。
本日、議席番号1番の黒木委員より欠席報告を受けています。
本日の出席委員は、19名中18名で農業委員会等に関する法律
第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いた
します。
会長より挨拶をいただきます。

会 長

皆さんご苦労様です。
先日20日の任命式と引き続きの研修会、ほぼ1日の会議となり
ましたがお疲れ様でした。ありがとうございました。
挨拶になるかわかりませんが、連日「暑い、暑い」との挨拶に関
連して、先ほど車のラジオで聞きましたが、今日はかき氷の日だそ
うで、気温34°以上でアイスよりかき氷の消費が多くなり、3
3°までだとアイスが売れるとのことです。
また、前回の総会において話をしましたヒトデの乾燥粉末の獣害
防除の件ですが、約1反の農地周辺に撒いたところ現在まではカラ
スやキジは来なくなりました。ただ先日、トウモロコシのネットの
下からの被害が少しありムジナではないかと思えます。一昨日から
は蚊取り線香を周りに設置しています。約1週間程度は効果がある
と聞いていますが今のところ被害出ていません。効果を期待してい
るところです。

そして水稻の話になりますが、タカヤマモチの初穂が18日に出ました。昨年が25日、1昨年は23日でしたのでほぼ例年どおりの状況となっています。ただ、今後心配されるのが水で、晴天が続く水不足とならないことを願っているところです。

また、お手元へ農業新聞のコピーを2部配布していますが、地元関連の記事ですので参考にいただければと思います。

本日は総会後に部会、そして夜の研修会と長丁場になります。

総会議案のスムーズな審議をお願いしまして挨拶とさせていただきます。

職務代理

ありがとうございました。

それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。

会長が議長を務め、進行いただきます。

議長

日程第1 議事録署名者の指名について を議題とします。

議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長

長

異議がありませんので、指名をさせていただきます。

議席番号 4番 川上委員と5番 清水委員を指名します。

議長

長

日程第2 会期の決定について を議題とします。

会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長

長

異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

日程第3 報第1号 農地所有適格法人の報告等について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

森
農地主事

案件の説明の前に、改選後初回といことで、制度について説明させていただきます。

一般の法人は一定の条件で農地の貸借は可能ですが、農地の所有権を取得することはできません。農地所有適格法人として認められることで、農地の所有権を取得することが可能となります。該当する法人については、毎年、事業の終了後、農業委員会への報告が義務付けられており、報告があったものについて、農業委員会総会にて報告をさせていただきます。

法人が農業経営を行うためには、資料の左の囲みにありますように、個人と共通の基本的な要件（・農地のすべてを効率的に利用・周辺の農地利用に支障がない、これら）を満たす必要があります。ちなみに×で消してある、一定の面積を経営、については今年4月より廃止となっています。

こうした要件を満たしている場合で、貸し借りであれば、右下の囲みに記載のとおり、解除条件を付けることなどで農業経営が認められるわけですが、農地を所有する場合には、「農地所有適格法人」の要件を満たさなければなりません。

法人形態につきましては、株式会社や農事組合法人などであること。事業要件は、主たる事業が農業で、農畜産物を製造加工したり、運搬、販売などの関連事業を含む売上げが半分以上あること。

その他、議決権要件や役員要件では、農業者が議決権の過半数を占めていることや、役員の過半数を占めていることなどが条件となっています。

これらについて、事務局において、報告書に添付される決算報告書、法人の定款、議事録の写しなどの資料により確認し、総会では確認済みの案件について報告をさせていただきます。

それでは今回の案件の説明に移ります。

今回は10法人について報告します。

(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明)

以上10件について報告いたします。

議 長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4議第9号 農地法第3条の規定による権利

移動の許可について を議題とします。

事務局の説明を願います。

森
農地主事

資料の農地法等についてをご覧ください。

農地の貸借や売買、転用などについては、農業委員会の許可が必要で、許可を得ることなく売買等をして、法的な効力は生じないため、登記の変更などもできません。

毎月5日までに申請が整ったものについて、25日ころの農業委員会で審議いただくこととなります。

農地法第3条の資料、左枠内をご覧ください。

農地法第3条は、農地の売買や貸借に係る許可で、相続などは許可不要となります。

許可に際しては右の枠内、1号から6号までの要件をすべて満たす必要があり、農機具の保有状況、農作業従事者数から、耕作能力に問題はないか。また、距離等、通作に問題ないか。現在、保有している農地を耕作しているか。などから、総合的に判断をし、農地として利用する見込みがあるか、周辺農地への影響を与えないかなどを確認したうえで上程しています。

議案書2ページをご覧ください。左側から譲受人住所・氏名、譲り渡し人住所・氏名を記載しています。それでは、個々の案件について、担当から説明させていただきます。

三野島
書記

今回は、3件の上程です。

それでは農地法3条の申請の説明に移ります。

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、使用貸借・売買・交換の別、貸借にあっては存続期間を説明)

以上、3件 田畑 25筆 10,692.00 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(意見なし)

議長 異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定します。

続きまして、日程第5 議第10号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

森農地主事 農地法第4条・第5条は概要をまとめて説明いたします。資料をご覧ください。

農地法第4条は、農地を農地以外にする転用に係る許可で、第5条は、転用と権利移動の両方に係る許可です。

許可に際しては、資料の表のとおり、立地要件を区分して判断しています。

農振農用地や第1種農地は生産性の高い農地で、一時転用などを除き、転用は不許可としています。

一つ飛ばして、第3種農地は市街地にある農地で、市では、都市計画の用途区域内の農地を第3種農地としており、原則許可としています。

また、第2種農地は第1種、第3種農地以外の農地で、替わりの土地の確保が難しい場合に許可としています。

こういった、立地条件を満たしたものについて、転用事業の達成見込みがあるかどうかを確認したうえで上程しています。

議案書4ページをご覧ください。左側から申請人住所・氏名、その右の申請地の表示は、第3条の説明と同様でございます。

その右には、納税猶予の欄がありますが、こちらは、相続税の納税猶予の該当しているか、有無を記載しています。制度の概要は後ほど説明させていただきます。

開発許可区分は、大規模開発などに該当する場合に記載します。また用途区分については県への報告用のコードを記載しています。農業委員会の審議には直接かかわりのないものと考えてください。

一番右の転用目的は、主な目的について簡潔に記載しています。
それでは、個々の案件について、担当から説明をいたします。

三野島
書記

今回は、13件の上程です。

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地
区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3
種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判
断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一
般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告を
いたします。

(案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地
目、面積、転用目的を説明)

以上、13件 田畑 18筆 4,305.00㎡についてご審議をお
願いたします。

議 長

ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可
申請に意見を付する件については許可相当として意見を付するこ
とに決定します

続きまして、日程第6 議第11号 農地法第5条の規定による
権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について
を議題とします。

事務局の説明を願います。

三野島
書記

今回は、18件の上程です。

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いず
れも問題ないことを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、
地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を

求める旨を説明)

以上、18件 田 畑 25筆 12,608.00 m²についてご審議をお願いします。

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

白 畑 既転用の案件で、現況が宅地となっている場合は、課税はどのよ
委 員 うになるのか?

三 野 島 所管課の税務課において、現地を確認したうえで課税地目を設定
書 記 することから、登記上は田や畑であっても明らかに建物がある場合
等は、税務課で宅地等の課税の判断を行うと聞いております。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目
的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意
見を付することに決定します。

続きまして、日程第7 議第12号 農地転用許可後の事業計画
変更の承認申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

三 野 島 今回は、1件の上程です。

書 記

(案件について、下線表示している計画の変更内容を説明)

以上1件について、ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意
見を付する件については許可相当として意見を付することに決定

します。

議長 続きまして、日程第8 議第13号 相続税の納税猶予に関する
適格者証明について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

森 相続税の納税猶予の概要について説明いたします。
農地主事 土地などの財産を相続する際には、相続税がかかりますが、農地
は面積が広く、膨大な相続税となり、農地を売却せざるを得ないな
ど、農業経営が続けられなくなることも考えられます。

農地を相続した人が、農業経営を継続できるよう納税猶予制度が
設けられています。

制度の概要としては、左下の納税猶予のイメージ図を見ていた
きますと、本来の税額うち、農業投資価格を超える分の税額の納税
が猶予されるもので、農業投資価格は宅地期待などを加味しない、
純粋に農地としての価格をいい、岐阜県では1反当り、田 720,000
円、畑 520,000 円となっています。

次の資料をご覧ください。

納税猶予を受けようとする方は、農業委員会へ「適格者証明願
い」を提出します。

事務局では申請地が耕作されており、今後も耕作していくかな
どを確認の上、上程しています。

農業委員会の後、申請者に証明書を交付し、申請者は証明書を添
付して税務署へ相続税を申告します。

それでは、個々の案件について、担当から説明させていただきます。

三 野 島 今回は、1件の上程です。
書 記 (相続人が所有する農地のうち、特例農地として適格証明を
求める農地の地目、合計面積と現在の耕作内容、今後も耕作を
続ける意思を確認したことを説明)

以上1件、ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、相続税の納税猶予に関する適格者証明に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第9 議第14号 農地利用集積計画の決定について を議題とします。

事務局の説明を願います。

小 洞 本日は3件の上程です。当申請については農業経営基盤強化促進
書 記 法第18条第3項による要件に該当しております。

(各案件について(受人ごとに)認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間及び新規・更新の別を説明。)

以上、田 畑 5 6 筆 40,768.09 m²についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。

続きまして、日程第10 議第15号 農用地利用集積等促進計画[権利移転](案)について を議題とします。

事務局の説明を願います。

小 洞 本日は2件についての上程です。
書 記 (権利設定した土地、現に農地中間管理機構から権利の設定を受けている者、移転先、移転する権利を説明)

以上、2件についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用集積等促進計画〔権利移転〕（案）
について 農用地利用集積計画の取消しについては、承認といたし
ます。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

（異議なし）

それではこれをもちまして、第2回高山市農業委員会を閉会いた
します。ありがとうございました。

午後2時38分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

川上 富之 委員

清水 直喜 委員
